

懲戒処分書

事務所 熊本市東区保田窪二丁目1番53号
土地家屋調査士 植原 直司

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

令和5年12月7日から1か月の業務の停止に処する。

理 由

第1 事案の概要

本件は、土地家屋調査士植原直司（以下「被処分者」という。）が、令和2年7月21日付けで6か月の業務の停止の懲戒処分を受けたにもかかわらず、当該業務の停止の期間中である同年12月24日及び同月27日、土地家屋調査士の業務として境界立会いを行い、その境界立会いの結果に基づいて立会証明書を作成し、当該立会証明書を添付情報として提供して土地の地積の更正の登記及び分筆の登記を代理申請したとして、熊本地方法務局阿蘇大津支局長から報告がされた事案である。

第2 認定事実

以下の事実が、熊本県土地家屋調査士会の調査結果報告書及び熊本地方法務局における調査結果その他の一件記録から認められる。

1 被処分者は、昭和53年11月20日、土地家屋調査士となる資格を取得し、昭和56年7月18日付け登録番号熊本第917号をもって土地家屋調査士の登録を受け、同年6月25日、熊本県土地家屋調査士会に入会し、土地家屋調査士の業務に従事している者であり、申請人の委任状を偽造したことにより、令和2年7月20日付け熊本地方法務局長から6か月の業務の停止（起算日は同月21日から）の懲戒処分を受けている。

また、被処分者は、平成19年頃から、行政書士としての資格を有して行政書士の業務に従事しており、[]（以下「本件補助者」という。）は、平成19年頃から、被処分者の土地家屋調査士及び行政書士事務の補

助者として事務を行っていた。

- 2 被処分者は、令和2年11月頃、[REDACTED]（以下「本件会社」という。）から、熊本県[REDACTED]の土地及び[REDACTED]の土地（以下「本件各土地」という。）周辺の宅地開発のために、行政書士の業務として道路位置指定業務の依頼を受けた。
- 3 被処分者は、上記2の依頼について、本件補助者に必要な業務を行うよう指示した。本件補助者は、同年12月24日及び同月27日、本件各土地に隣接する土地の所有者らと境界立会いを行い、当該所有者らの押印がある立会証明書（以下「本件証明書」という。）を作成した。
- 4 その後、被処分者は、上記1に掲げた懲戒処分による業務の停止の期間経過後である令和3年3月28日、本件会社から、本件各土地について、地積の更正の登記及び分筆の登記（以下「本件各登記」という。）の代理申請の依頼を受けたが、実際には、本件補助者が本件会社から依頼内容を聞き、本件各登記の代理申請の準備を進め、被処分者はこれに関与せず、本件補助者に業務を委ねていた。
- 5 本件補助者は、本件証明書を添付情報として提供して、被処分者の名義で本件各登記の申請を独断で行った。被処分者は、これに関与せず、本件補助者に登記申請業務を委ねていた。

第3 処分の量定

- 1 被処分者は、本件補助者に本件各登記の代理申請の準備を進めるように指示したが、その後、本件補助者が被処分者に報告をしないまま勝手に本件各登記を代理申請したのであるから、前記第2・4及び5の認定事実のうち、本件補助者に業務を委ねていた事実はなかったと主張する。

しかしながら、一件記録によれば、被処分者は、従前から、本件補助者が被処分者の指示に従わなかつたり、指示を聞かなかつたりすることを認識していたにもかかわらず、これを放置し、本件補助者の執務態度の改善について実効的で具体的な措置を講じなかつたことが認められる。その結果として、本件補助者が独断で本件各登記の代理申請を行ったという結果を招いたのであるから、実質的にみて、被処分者は、本件補助者に必要な指導及び監督を怠り、土地家屋調査士の業務を本件補助者に委ねて取り扱わせていたと評価することが相当である。

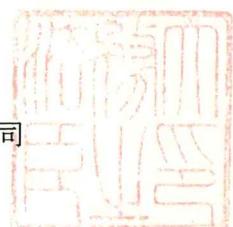
したがって、被処分者の行為は、土地家屋調査士法第2条（職責）、同

法第24条（会則の遵守義務）、土地家屋調査士法施行規則第22条（他人による業務取扱いの禁止）、熊本県土地家屋調査士会会則第87条（品位保持等）、同会則第88条（会則等の遵守義務）に違反する。

- 2 上記1の違反行為は、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準等）の別表違反行為の欄「名義貸し又は他人による業務の取扱い」に該当し、懲戒処分の量定としては、「2年以内の業務の停止又は業務の禁止」が相当であるとされている。
- 3 上記1のとおり、本件では、従前から、本件補助者が被処分者の指示に従わなかったり、聞き入れなかったりしていたにもかかわらず、被処分者は、本件補助者に対し、実効的で具体的な防止措置を講ずることはなかった。本件は、このような被処分者の本件補助者への指導及び監督を怠った帰結といわざるを得ず、土地家屋調査士としての職責を顧みずにその業務を他人に委ねていたと評価すべきものであることからすれば、悪質である。他方、被処分者は反省しており、認定できる非違行為が1件にとどまるという事情は、被処分者にとって酌むべき情状といえる。
- 4 よって、これら一切の事情を考慮し、土地家屋調査士法第42条第2号の規定により被処分者を主文のとおり処分する。

令和5年12月6日

法務大臣 小泉 龍司



(教示)

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所にこの処分の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、この処分の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この処分の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。